

フォークリフト運転技能講習を受講される皆様へ

荷役作業での労働災害が多発しています！

「陸上貨物運送事業における荷役安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的に減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去 20 年間、減少傾向がみられません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年 1 万件近く発生しており、労働災害全体の 1 割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の 3 分の 2 は荷主先で発生し、そのうちの約 8 割は貨物自動車の運転者が被災しています。

荷役作業中の労働災害では、フォークリフトによる労働災害も多数発生し、運転者を含めた荷役作業中の労働者が毎年死亡している状況です。

そこで、厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、荷主等と陸運事業者間の協力関係について、荷役労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主等のそれぞれが実施する事項等を取りまとめて、本ガイドラインに基づく荷役作業の安全対策に取り組むよう陸上貨物運送事業者、荷主、配送先、元請け事業者等の皆様へお願いしています。

このガイドラインのフォークリフトによる労働災害防止対策の実施すべきポイントを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

定着させよう リスクアセスメント

全員保護帽着用!

(もしもの時のために…)



＜安全は全てに優先 特自検＞ 兵庫労働局・兵庫県下各労働基準監督署
公益社団法人建設業労働安全対策協会兵庫支部

＜荷主等の協力による安全な作業の確保＞

本ガイドラインの詳細は、兵庫労働局ホームページに掲載しています。

「フォークリフトによる労働災害防止のためのポイント」

○フォークリフトの運転資格の確認

最大荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください

○定期自主検査の実施

○作業計画の作成

○作業指揮者の配置

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください

○フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない
 - ・荷崩れ防止措置を行う
 - ・運転時にはシートベルトを着用する（シートベルトがある場合）
 - ・フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にを行う
 - ・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない
 - ・運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じる
 - ・急停止、急旋回を行わない
 - ・荷役作業場の制限速度を遵守する
 - ・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する
 - ・フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底する
 - ・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さない
- 自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示
- 通路の死角部分にミラー等を設置（自社内）

通路の死角部分にミラー等の設置を行うとともに、フォークリフトの運転者に周知してください
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分（自社内）

災害事例



倉庫中2階にダンボール入り肥料をフォークリフトで荷上げ、これを受け取るため中2階でフォークパレットに足を入れ荷をかかえたとき、ふらついて墜落。

（原因）

- ・フォークリフトのパレット上に足を入れた。
- ・フォークリフトのフォークを中2階に差し込まなかった。

（対策）

- ・中2階の作業場所に手すり等を取りつける。
- ・必要に応じて安全帯を使用すること。

<荷の積み卸し作業中の墜落災害事例>

兵庫労働局労働基準部安全課・各労働基準監督署

(H25. 11)